

	第 10 回金山町農業委員会総会議事録 1. 開催日時 令和6年3月25 日（月） 午前9時～ 2. 開催場所 特別会議室 3. 出席委員 全員出席 4. 議 事 ・議案第22号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について ・議案第23号 農地法第5条の規定による賃借権設定及び農地転用許可申請について ・議案第24号 金山町農地利用集積計画（令和5年度第6号）の決定について ・議案第25号 非農地証明願の提出について ・議案第26号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について ・議案第27号 令和6年度金山町農地賃借料情報（案）について ・議案第28号 令和6年度金山町農作業・機械利用料金標準額（案）について
柴田会長代理	春が来るのが長引いている気がします。それでは第10回農業委員会総会を開催いたします。
事務局	続きまして青柳会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。
青柳会長	おはようございます。今年度最後の農業委員会という事で皆さんよろしくお願ひいたします。役場の方も来年の3月まで決定する地域計画に向けて一人事務局長ともう一人増えて新体制で新年度を迎えるということです。出来るだけ早く進めていきたいと思ひます。総会終了後に農年者年金の会議もありますので引き続きよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。本日は8名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので総会が成立する事をご報告申し上げます。 次に前回の総会以降の農業委員会の活動報告を申し上げますので、参考資料をご覧ください。 （前回の総会以降の活動を報告） 続けて、本日以降の主な行事予定を報告させていただきます。 （本日の総会以降の予定を報告） 活動報告は以上となります。
青柳会長	それでは会議規則第5条の規定により議長を会長にお願ひし、併せて議事録署名員の

	選任もお願いいたします。 はい、それでは議事録署名の委員は 5 番の高橋委員、6 番の細谷委員にお願いします。それでは早々議事に入らせていただきます。 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	お手元の資料をご覧ください。議案第 22 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請についてです。 (資料を読み上げ、議案 22 号について説明) 受付番号 1 ～ 5 番につきましては別紙の調査書にあります通り農地法 3 条各項には該当しない為許可要件の全てを満たすと考えられます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい。それでは担当議員から補足説明をお願いいたします。1 番の農地について 4 番正野委員お願いいたします。
正野委員	はい。4 番正野です。受付番号 1 の補足説明させていただきます。〇〇さんから電話連絡ありました。◎◎さんと親戚関係でもあり、◎◎さんからは是非という要望もあり借りることになったという事でした。周辺の農地も問題ないと思います
議長	はい。ありがとうございます。 2 番の農地については 6 番細谷委員お願いします。
細谷委員	はい。6 番細谷です。3 月 13 日に●●さんから電話がありまして、このようになりましたのでよろしくとの連絡がありました。●●さんと△△さんは 10 年くらい前も農地の貸し借りがありました。以前から同じ地区内で協力しあっていますので問題ないと思います。
議長	はい。ありがとうございます。 3 番の農地については 2 番長倉委員お願いします。
長倉委員	はい。2 番長倉です。3・4・5 番共に□□さんから連絡ありまして、■●さんが離農するという事で依頼されたという事でした。上の方の田も□□さんと■●さんがやられていたので、地域には問題ないと思います。以上です。
議長	はい。それでは担当委員からの説明が終わりましたので審議をさせていただきます。皆様から質問ご意見ありませんか。

	□□さんはこれまでも自分で作っていたのですか。
事務局	はい。そのように伺っております
議長	他にはありませんか。 はい。ないようであれば決を採らせていただきます。 1～5番の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手) はい。ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。
	次に議案第23号農地法第5条の規定による賃貸借設定及び農地転用許可申請について事務局より報告をお願いします。
事務局	議案第23号受付番号1番となります。こちらの案件につきましては、2月の総会で保留になっていました案件でしたのでポイントを絞って報告いたします。 (資料読み上げ説明) (資料読み上げ説明) No.4－2
議長	柴田委員より補足説明をお願いいたします。
柴田委員	はい。柴田です。先ほど事務局が申したように、説明はしたという事ですが、実際には大農家でもなく、近くの組合員、集落の組合員がメインになります。農業はしていないが地元の人のお話を聞くと全然知らないという方も若干あります。ただし事業も進めていかないといけない部分もありますので、書面等の何らかの形で必ず説明をしていただく事で、ご理解いただき是非とも許可をよろしくをお願いします。
議長	只今、補足説明はありましたけれども、皆様から質問やご意見ありませんか。 前回から役員会等で同意書をいただいたという事もありますが、まだまだ地区の皆さんに浸透していないということですので、地区の集まりがある時や全戸に文書告知するなどの指導して頂ければと思います。 皆さんからご質問ありませんか。 なければこの案件の決を採らせていただきます。 賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。 次に議案第 24 号 金山町農地利用集積計画（令和 5 年度第 6 号）の決定について事務局の説明をお願いします。 議案第 24 号 受付番号 1 番 金山町農地利用集積計画（令和 5 年度第 6 号）の決定について説明します。 （資料読み上げ報説明） 以上の計画につきましては、面積・従事日数など農業経営基盤促進法の第 19 条第 3 項の要件を満たしていると考えられるため審議の程よろしくをお願いします。 この件について補足説明はありますか。 この案件については 4 月調整会議で扱う案件でございます。 皆さんから質問意見ありますか。 はい。7 番柴田です。直接やり取りせずに中間管理を使う理由を教えてください。
議長	事務局をお願いします
事務局	はい。今回の中間管理事業・特例事業・農地売買事業になりますが、1 点は◎◎さんが認定農業者でないためです。認定農業者ですと集積計画で売買する時に農業委員会
柴田委員	が代行して所有者の移転をしたり、税金の面で優遇を受けられます。◎◎が地域の中心経営体なので、こちらの事業を活用しますと、それと同じ形で優遇が受けられるためこちらを活用されました。
議長	はい。それでは他にございませんか。 活用すると認定農業者でなくても税金の優遇が受けれるのですか
事務局	認定農業者であるか、地域の中心経営体で名前が挙がっている方という条件がありました。
議長	何かありませんか 無いようですので、決を採らせていただきます。 只今の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。

	議案第 25 号 非農地証明願いの提出について、事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 25 号 受付番号 1 番 (資料読み上げ説明) ご審議の程よろしくお願ひ。
議長	はい。今回は現地確認してきましたので補足説明をお願いいたします。 3 番横山委員よろしくお願ひします。
横山委員	3 番横山です。今朝現地を見てきました。〇〇さんも高齢でご家族のいる仙台に引越したという事です。自宅裏の農地は大木でこれから畑にするという事はとても大変なものだと思います。畑にするには機械を入れなければならず、近くの人が出来そうにもなく買った人も活用出来ないという事でした。
事務局	はい。ありがとうございました。 只今の案件について質問やご意見ございませんか。
細谷委員	はい。6 番細谷です。農地ではないという証明は何のために行うのですか。 例えば、現在大藪になって、大木がありますが切って綺麗に整地すれば、今後活用できる可能性もあるのではないか。
事務局	今回の申請に至った経緯は土地の所有者を変更したいという事が一番でして、現況が畑で〇〇さんが所有者。畑のまま家を買った人に所有権を移すとする、買った人がその土地を畑の状態に戻さなければいけない。農業委員会でもその土地で耕作出来る見込みある事を確認するという事が難しかったので、今回農地から外した上で所有権の移転が妥当ではないかという事です。 そのための申請でありました。
議長	はい。他にございませんか。
今井委員	推進委員の今井です。 新しい人が農地も込みで買ったという事ですか

事務局	はい。自宅と自宅に付随している農地という形で今回移動をかけたいという事でしたので、先程の説明でもありましたが畑での移動は厳しいのではないかと。それで農地から外す申請がありました。
議長	はい。他にございませんか。 無いようですので 決を採らせていただきます。 只今の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成により可決いたしました。 議案第 26 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について 事務局の説明をお願いします。
事務局	(資料読み上げ報告) No.7 審議の程よろしくをお願いします。
議長	皆さんからご質問ご意見ございませんか。 無いようですので、決を採らせていただきます。 只今の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成により可決いたしました。
事務局	議案第 27 号 令和 6 年度金山町農地賃借料情報 (案) について (資料読み上げ報告) No.8
議長	皆さんからご質問ご意見ございませんか。
横山委員	はい。3 番横山です。前よりも賃借料が下がるのは、物価が上がって今まで通りにすると借りている人が出来ないという事ですか。
議長	はい。事務局の説明をお願いします。
事務局	資料のデータというのが、令和 5 年中で売り買いされた農地で、A～E 地域に分けた地域の実績をもとにしていまして、令和 4 年最高額の 15,000 円がありましたが、令

	和 5 年の最高額が 12,143 円だったり、最低額が 5,000 円設定という事もあり平均が下がっています。 内容については実績をもとにして作成しています
議長	なかなか借り手がいないので賃借料を下げていることもございます。 令和 6 年度を見ると A 地区よりも C・D・E 地区の方が高い状況です。 農業委員会で値段の案内する時には A 地区より C・D・E 地区のほうが低いですと指導していただければと思います。 恐らく最高額 10,000 円も、1～2 年で下がってくると思います。
今井委員	推進委員の今井です。この資料は金山地区の価格という事でいいのですよね。 この資料は全戸に通知されるのか、役場に来た時に分かる様なものなのか
事務局	毎年、賃借料の情報と金山町標準賃金情報としてチラシを作り全体に公表しています
今井委員	ショックなくらい下がっている。自分が貸す側の立場として仕方がないのかなと思いました。
議長	A～D 地区は何十年も前からの共済の細目書の回収に合わせてやっているが、E 地区っていうのはほんとに沢の外れの様な感じです。それでも 10,000 円になっていますからね。それについては相対で農業委員会に出してもらっていますので、あくまでも参考資料になりますのでよろしくお願いします。 他に質問ご意見ございませんか。 無いようですので、決を採らせていただきます。 只今の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成により可決いたしました。
事務局	議案第 28 号 令和 6 年度金山町農作業・機械利用料金標準額（案）について (資料読み上げ説明) No.9 ご審議の程よろしくお願いします。
議長	ご質問ご意見ございませんか。 賃金改正については、去年大きく変えました。肥料高・燃料高を踏まえ去年大きく変えましたので去年のままで良いのではと思います。前は消費税が書かれていなかったもので、表示プラス消費税という形で上げさせていただきます。

	他にも項目載せたらいいのがあれば・・・ ないようであれば、決を採らせていただきます。 只今の案件について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成により可決いたしました。 報告 貸賃借契約の変更について。事務局の説明をお願いします。
事務局	(資料読み上げ報告)
議長	変更後の 13,000 円が来年の分に反映するという事ですね。
事務局	令和 6 年度からがこの金額ということです。
議長	その他について、事務局お願いします。
事務局	事務局より説明
	議 長 青柳 栄一 議事録署名委員 高橋 達之 議事録署名委員 細谷 俊一